

アラスカ州非鉄金属資源の探鉱投資 前編

非鉄金属鉱業に係る投資環境

バンクーバー事務所 宮武 修一
miyatake@jogmec.ca

はじめに

近年の非鉄市況を反映して北米の探鉱開発投資額は著しい増加を呈しているが、とりわけアラスカ州では、新規鉱山の相次ぐ開発や、ワールドクラスと言うべき大型プロジェクトの探鉱が加速しており、現在の北米のマイニング・センターを形成している。

JOGMEC バンクーバー事務所は10月2日から7日の間、アラスカ州政府の支援を得つつ、アンカレッジおよびフェアバンクス州・連邦政府機関、関係団体、先住民企業、在アラスカの経験に富む地質技師らを訪問し、主に投資環境について取材を行った。本稿はその第一部として、アラスカ独特の土地所有制度と最終段階を迎えつつある連邦政府からの土地譲渡、参入機会、それぞれの土地における開発許認可、開発インセンティブについて紹介したい。

また今後取りまとめる第二部では、11月8日から10日の間に開催されるアラスカ鉱業協会主催の年会の内容を踏まえ、探鉱・開発プロジェクトやアラスカの地質ポテンシャルについて紹介することとしたい。

1. アラスカ州の鉱業沿革、現状の概観

アラスカ地域の金属鉱業は、1867年にロシアから領土として購入された直後の1880年、州南部のパンハンドル地域、州都ジュノー周辺で金鉱床が発見されたことに端を発する。当時の鉱業を優遇し西部への移民と定住を促すという米国の政策もあり、州南端のパンハンドル地域およびロシア国境に近いSeward半島では、1916年までに52か所の漂砂金採掘、実に32本の輸送鉄路が敷かれるなどアラスカ州の産金業はおおいに活況を呈した。しかしその後第二次大戦の開戦に伴う政府の統制によりいったん採掘は途絶え、また終戦後も金本位制により金価格は固定化(35US\$/oz)されたことから、長らく産金は振るわなかった。その後、1971年に金と米ドルの兌換は停止、以後10年強に渡り金市況は次第に騰勢を強めたが、他方、この頃環境保全に関する意識の高まりもあり、1981年には州内に15の自然公園が設定されるなど、アラスカ州における金属鉱山ビジネスへのハードルは依然として高いままであった。

しかしアラスカ州政府が1988年にアラスカ鉱物政策

法(Alaska Mineral Policy Act)を制定し、鉱山開発の振興を州の政策として正式に位置づけたこと、そして翌1989年にGreens Creek鉱山、1990年にRed Dog鉱山の操業が相次いで開始されたことは、アラスカへの鉱業投資に関する認識を大きく転換する契機となった。それまであたかも州全体が自然公園とみられていたアラスカにおいて、2件の大型プロジェクトが認可されたことは、アラスカ投資環境の再評価へと繋がり、その後の1997年のFort Knox金鉱山の生産開始、また1994年の住友金属鉱山らによるポゴ金鉱床の着鉱などへと繋がっていった。

2003年以後の金属市況の高騰は、アラスカにおける探鉱開発を一層加速させている。2006～2007年のうちにKensington鉱山、Nixon Fork鉱山、Rock Creek鉱山らが新たに生産開始する見通しであるほか、ワールドクラスというべき、Pebble銅金プロジェクト、Donlin Creek金プロジェクトの企業化調査も本格化しており、最近のアラスカへの進出各社にとって、人材確保が最大の課題と言われるまでに活況を呈している(図1、2)。

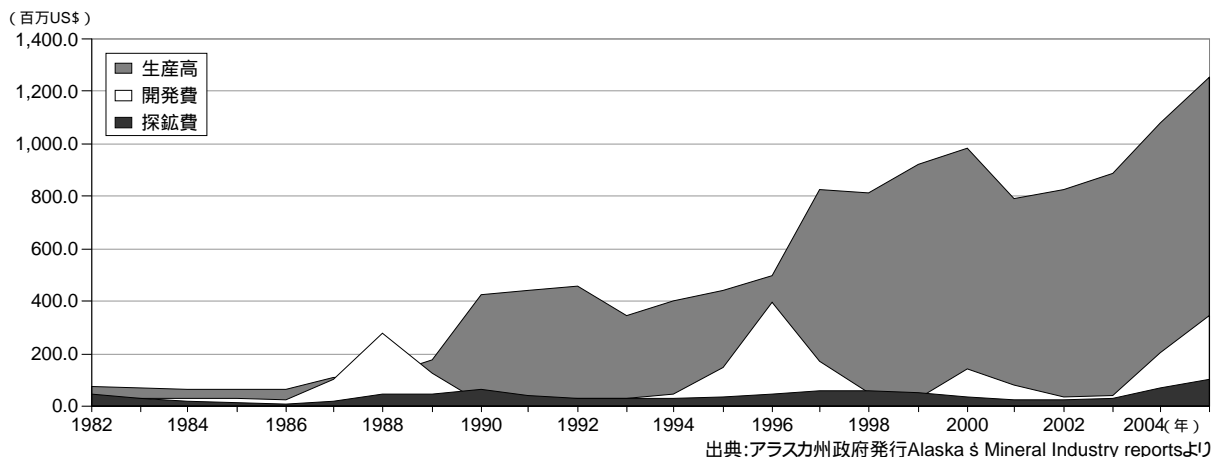
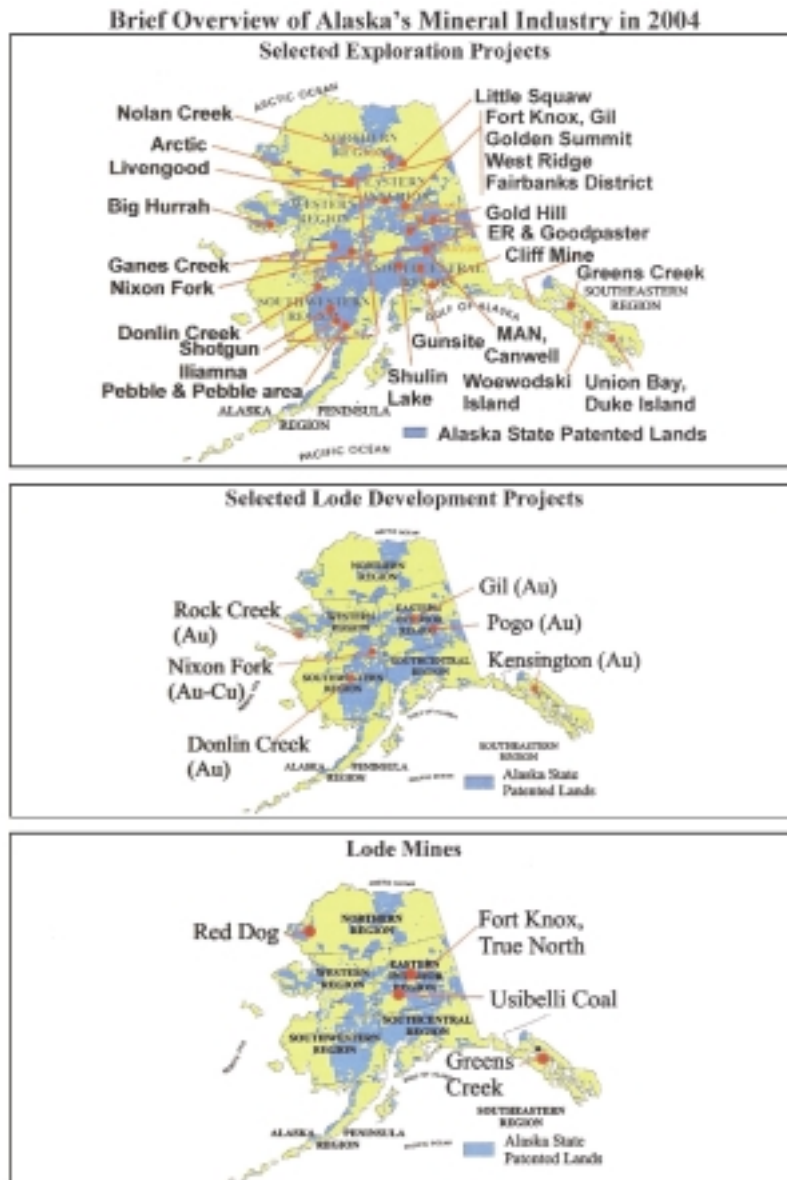


図1 アラスカ金属資源に関する探鉱費、開発費、生産高



出典：Szumigala and Hughes, 2004：バンクーバー Roundup アラスカ州政府配布資料

図2 アラスカ州の生産鉱山、探査・開発プロジェクト、アラスカ州有地の分布

アラスカ州政府の金属鉱山ビジネスに対する期待も大きい。2004年の場合、金属鉱業は、石油ガスビジネスの約40%に匹敵する3,300人を雇用し、また州の平均賃金を約80%上回る69,000US\$を支払うなど、州経済にとって大きな役割を果たした。またアラスカ州政府は、石油ガスの生産が伸び悩むなか、金属資源産業の一段の振興に力を入れている。もとより広大な州土の金属の賦存ポテンシャルは高く、かつ長きにわたり鉱業が中断した時期や未発達なインフラも相まって、比較的未探鉱のまま探鉱余地が残存しているわけである。

更にアラスカ州はその立地より、アジアからの投資に関心が高い。例えば、世界最大クラスと目される

Pebble 銅金鉱床が開発される場合、北米西海岸にこれ以上の銅鉱石の精錬余地は無く、他方、銅需要の伸びが著しいアジアには、北米のいずれの地域と比較してもより近い距離にある。2006年2月にはPebbleプロジェクトのオーナーより日本企業をパートナーに迎えようとする積極的なコメントがあったことは記憶に新しいところである。

今回のアラスカ投資環境の取材はアラスカ州政府の要請を受け着手されたものであるが、広大な州土の金属資源開発を加速したいアラスカ州と、原料獲得競争が激化するなか、その安定的確保に一層の関心を高めている我が国との間では、互いのニーズは一致しているわけである。

2. アラスカの土地所有と鉱業権

アラスカ州の総面積は約 151 万 9,000km²（4 億 2,000 万エーカー*）と、米国で最も広い州面積を有しており、これは日本の国土の約 4 倍に相当する。アラスカ州の土地保有に関して、いわゆる私有地の部分はこのうち僅か 1%にも満たず、米連邦政府（58%）、アラスカ州政府（29%）、先住民（12%）の三者が分割所有する関係になっている。こうしたアラスカ州独特の土地保有の関係は、鉱業権設定の手続き、その後の開発承認の難易度にも違いとなって現れることから、探鉱・開発投資を考えるに先立ち、これらの特徴を理解しておく必要があるわけである。本章では土地所有に関して経緯を含め簡単に紹介するほか、探鉱投資を念頭におきつつ鉱区獲得に関係するいくつかの基本について紹介したい。

*1 エーカー = 4,047m² = 0.4047ha

2.1 州政府の用地

米連邦政府はロシアからアラスカ領土を購入して以来、長らくアラスカ全土を所有、管理していたが、1959 年にアラスカが準州から州に昇格したことに伴い、州政府への土地の譲渡を確約した（Alaska Statehood Act）。法により連邦政府から州政府へと譲渡される土地は 1 億 500 万エーカーと定められ、これを上限に州政府自身が譲渡を希望する土地を選択し、連邦政府に申請、承認されることにより移転を受ける。土地の選定にあたっては、連邦政府が指定する自然公園など特定利用目的がある土地を除けば基本的に自由であるが、州政府は申請に先立ち、譲渡を希望する土地の具体的な利用目的を明らかにせねばならず、居住・資源・レクリエーションの三種から最も適当なひとつを選択しなければならない。利用計画は、資源専門家の意見を踏まえつつ、ランドプランナーがこれを作成することになっている。州政府への土地譲渡は現在までに約 85%が完了しており、今後、残る 1,270 万エーカーの譲渡が行われることになる。

州有地において鉱業権を取得する資格は 18 歳以上の米国市民のほか、日本人を含む特定の外国個人にまで認められている。法人の場合、米国資本あるいは外国資本に関わらずアラスカ州内でビジネスを行う州の認定が求められる。

アラスカ州有地における金属鉱物資源に係る鉱区としては、探鉱サイト、クレーム、リースの三種が存在する。

探鉱サイト：

有効期間 2 年間で、更新不可、排他的探鉱権があり、先願不在の場合クレームへと転換できる。維持費用は、矩形 160 エーカー当たり 2 年間で 200US\$。

クレーム：

継続的に保有可能な探鉱権に相当する。クレームの

申請には、鉱床ないし鉱徴の発見が確定し、開発鉱山へと発展する合理的な理由が存在することが必要である。クレームの単位面積としては 40 エーカー、160 エーカーの二種が存在しており、GPS 測地に基づき、矩形グリッドを現地杭打ちによって特定する。鉱区料は年次累進式で、40 エーカーの場合、0～5 年次 25US\$、6～10 年次 55US\$、11 年次以上 130US\$ となる。160 エーカーの単位を選択する場合、この 4 倍の額を支払うことになる。義務探鉱費が存在し、40 エーカー当たり最低年間 100US\$ を投下しなければならない。この額を超えて探鉱資金を投入した場合、4 年を上限に繰り延べが可能。申請面積、保有可能な鉱区数につき上限は存在しない。

リース：

州有地において既に金属鉱物以外の資源の賦存が確認されている、あるいは地上権が既にリースないし売却されている場合、クレームの申請・獲得を認めていない。このような場合、鉱業権はクレームの代わりにリースホールド・ロケーションとして取得される。クレームの場合そのまま採掘に移行できるのであるが、こうしたリースの場合、採掘に先立ち州の審査を伴うアップランド・マイニング・リースに転換する必要がある。このようなリースは、面積、形状ともに自由で、55 年を上限に継続的に保有可能。リース額は累進式で、1 エーカー当たり、0～5 年次 0.66US\$、6～10 年次 1.32US\$、11 年次以上 3.30US\$ である。リースの基本的な申請手続きはクレームと同じであると考えて良い。

なお、探鉱を行うに当たり、掘進長 300 フィートを超える試錐、トレンチ、1 か所に 10 日以上キャンプを設営する際などは事前に州政府の許可が必要であるが、通常的地質調査、物理探査、地化学探査、短尺試錐などでは必要ない。

州有地のうち、約 100 万エーカーの土地はアラスカ州政府機関である Alaska Mental Health Trust Authority が所有する「トラスト・ランド」と指定されており、その管理は州天然資源省の下部機関である Trust Land Office (TLO) が担っている。トラスト・ランドでは一般の鉱区取得は認められておらず、主に福祉財源の確保のため、地上権、探鉱権などが事業者向けに貸付・売却されるほか、森林の伐採を許可し収入を得るなど、州自身が積極的な運用を行っている。事業者は公開入札により決定されるが、州はこれに先立ちトラスト・ランドで基礎的調査を実施、この結果を踏まえて一定期間の公募に供する。州はこの落札額を現金で得るほか、開発時にはロイヤルティ収入を得る。入札の対象となるのは金属鉱物のほか、石油、天然ガス、石炭などのエネルギー資源、林業用地、宅地開発など幅広い。2005 年の場合、トラスト・ランドからは 1,700 万 US\$ の収入が得られたが、その内訳は林産が主で 85%を占めたという。金属鉱物資源関係から

の収入はこの約2%で、Anglo Gold Ashanti社、米Free Gold Venture社の探鉱区への落札価額、およびFort Knox金鉱山からの生産ロイヤルティからなっている。

2.2 先住民の用地

アラスカ州では先住民の土地所有を含む権利関係が確立しており、カナダや豪州などに比較して、開発時の争点になりにくいことがひとつの特徴として挙げられる。アラスカ先住民の土地譲渡に関する制度の創設は、1968年の州の北端Prudhoe Bayにおける油田の発見に関係している。連邦政府はPrudhoe Bayの開発にあたり、当時曖昧であった先住民の権利関係を整理する必要があったことから、1971年にAlaska Native Claim Settlement Act (ANCSA)を制定、先住民に対する4,400万エーカーの土地譲渡、並びに補償金9億6,250万US\$の支払いを定めた。これに伴い先住民側は、この受け皿として、居住コミュニティ単位のVillage Corporationを組織したほか、アラスカ全土を12区分し、その地区の民族を代表する12のRegional Corporationを新たに組織し、ステークホル

ダーとした(図3)。土地所有に関し、Village CorporationとRegional Corporationの持ち分割合はそれぞれ五分五分の2,200万エーカーである(一部にVillage側は2,600万エーカーという記載もある)。いずれの先住民企業も非上場で、所属の先住民間で全株式を持ちあい、株式は希釈化を最低限に留めつつ、次世代へと譲られる仕組みとなっている。先住民に対する土地譲渡では、Village Corporationの場合、基本的には居住区の外側6マイルの範囲との土地と集落が依存する河川について、その権利が確保される。またRegional Corporationの場合、州政府と同様、そのRegional Corporationの管轄内で譲渡を希望する土地を自由に選択し、連邦に申請する手続きを踏む。先住民の土地申請の多くは既に1970年代後半に行われており、現在までに3,800万エーカーの譲渡が確定しており、現状720万エーカーが審査の対象になっている。アラスカの先住民に対し譲渡された土地とは、米本土の先住民自治区のように連邦先住民管理局の監督権も及ばないことから、こうした先住民企業のいわば私有地になると理解して良い。



図3 アラスカ先住民のリージョナルコーポレーションの管轄

鉱業権に関しては、地域の Regional Corporation に特権が与えられており、Regional Corporation は管轄全ての先住民用地の鉱区を保有することが認められている。このため、例えば Village Corporation が保有している土地の場合、地上権は Village Corporation が保有、一方、地表下の探鉱・開発権は Regional Corporation が保有する関係になる。また Regional Corporation の土地では、地上権、探鉱・開発権の両方が Regional Corporation に帰属することになる。このため、先住民用地で我々が探鉱を計画する場合、Regional Corporation と探鉱契約を締結することが不可欠ということになる。参考まで、アラスカ最大の面積を有する Regional Corporation である Doyon Ltd 社が掲げる探鉱契約のフレームワークを以下に示す。

契約形態：

排他的探鉱権・開発権を得るオプション探鉱契約

費用負担：

- ・年次累進的な義務的支出額が定められた探鉱費の支払い（具体的な探鉱計画も提示）
- ・州・連邦政府の鉱区維持に係る費用と同等の費用を毎年支払い
- ・Doyon 天然資源奨学基金への支払い

ロイヤルティ：

- ・FS 調査結果がポジティブの場合、開発に先立つ先払いロイヤルティ
 - ・生産時ロイヤルティ
- 貴金属：Net Smelter Return (NSR) 2% ないし Net Profit Interest (NPI) 10%
（初期資本投資額回収後、NSR 4%、NPI 20% に増額）
- ベースメタル：NSR 1% ないし NPI 10%
（初期資本投資額回収後、NSR 3%、NPI 20% に増額）

多くの Regional Corporation では自社で基礎的な地質データの取得や、鉱徴地情報の整備を行っており、守秘義務契約を締結の上、入手可能である。以上の契約フォーマットは例であるが、探鉱段階では他の Regional Corporation もおよそ同様の契約フォーマットと考えて良い。実際の契約では、Regional Corporation のほか、地表権を有する Village Corporation を契約当事者に加えることが多い模様である。なお Regional Corporation と Village Corporation で開発を巡り意見が割れる場合、法的には鉱業権者、即ち Regional Corporation の優先性が担保されている。

2.3. 連邦政府の用地

アラスカにおける連邦政府有地は、大きく、環境保護区、軍用区から保護された区域（計 1 億 4,860

万エーカー）と、それ以外の開発可能ないわゆるパブリックランドと呼ばれる区域（8,540 万エーカー）から構成されている。環境保護区とは 1980 年の Alaska National Interest Lands Conservation Act (ANILCA) の制定に伴い指定された地区である。ANILCA の成立に伴い、アラスカ州内に計 15 の自然公園が選定されたほか、野生動物保護局が管理する野生動物保護区、林野局によって管理される森林保護区が指定され、資源開発の対象とはならない地域が急激に拡大した。現在のパブリックランドとは、当時選定を免れた残りの土地に相当しているわけである。

パブリックランドとは国土の有効活用をはかるため、資源開発のほか、農林水産、学術、スポーツ、レクリエーションなど幅広い用途が想定されている連邦用地にあたり、土地利用局 (Bureau of Land Management) によって管理されている。パブリックランドは森林、草原、砂漠、山岳、ツンドラなどにあたり、とりわけ米国西部に広く分布している。パブリックランドの面積は米国土全体の 1/8 に相当しているが、とりわけアラスカ州に多く、全パブリックランドの約 1/3 が分布するとされている。

州政府および先住民企業との関係では、譲渡用地は基本的にはパブリックランド内から選定されなければならない、その承認は土地利用局が所管する。土地利用局では 2010 年までに残る州政府ならびに先住民企業への土地譲渡を終えたいとしており、2007 年央に Village Corporation からの最終申請期限を設けるほか、2007 年末に Regional Corporation、また 2008 年にアラスカ州政府からの申請をそれぞれ締め切るとしている。

パブリックランド内では、それぞれの地域の利用プランというものが存在しており、具体的な用途が細かく設定されている。天然資源の関係では、金属鉱物資源の場合 Resource Management Plan が、石油天然ガスの場合 National Petroleum Reserve-Alaska が、これに相当する。天然資源に関する利用プランのある地域では、探鉱・開発を先導するインセンティブとして、州内に点在する土地利用局のフィールドオフィスが特定テーマに基づいた基礎的調査を行っており、こうした情報はオープン・ファイル・レポートの形式で公開されている。

パブリックランドにおける鉱区申請は、1872 年に制定され、現在もその基本部分に変更が無い連邦鉱業法に従う。このいわゆる 1872 年鉱業法の下では、西部の開拓・定住と資源開発を通じた国富の拡大という当時の政策課題を背景に、パブリックランドへの自由なアクセスと低廉な費用負担による採掘が保証されている。なお、この鉱業法の改正を巡っては長い議論があり、最近でも 1980 年頃から議論が度々行われている。とりわけパブリックランドからの鉱業ロイヤルティの徴収が焦点となっているが、その妥当な水準や、そもそものは是非を巡り連邦下院・資源部会などにおける議論は

混沌としており、現在でも成案の目途はたっていない。

パブリックランドにおける鉱区申請は、アメリカ合衆国民、或いは市民になる意思を表明した個人であれば誰でも可能であり、同様に、連邦法の下に設立された法人もまた可能である。所有できる鉱区数について制限は設けられていない。土地利用局が鉱区申請の審査に当たるが、まず当該地区が既存の土地利用プランに叶うものであるかどうかクリアされねばならず、これに叶う場合のみ、申請が受理され、出願鉱区の認定へと進むことになる。

1872年鉱業法が定めるのは、鉱業権（mining claim）のみで、これには鉱物資源の採取と開発を行う権利が伴われている。申請に当たっては、既に鉱床が発見されていることが前提となる。鉱区には、鉱脈鉱区と砂鉱区との二種類があるが、鉱脈鉱区の場合、その矩形の長辺が、脈や鉱脈に沿っていなければならない、大きさは、脈および鉱脈に沿った長辺の最長が1,500フィート。最大幅は600フィートで、脈および鉱脈の中心線からは各300フィートと定められる。なお、こうした鉱脈鉱区の特徴として、採掘権はひとつの鉱脈全体に対して及ぶものであるということに留意が必要である。例えば傾斜した鉱脈を想定し、他人鉱区との境界が地表で隣接するケースを考える場合、1872年鉱業法では地表における境界が単純に地下方向に鉛直に投影されるわけではなく、一連の鉱脈の深部延長部であれば、その直上の地表の鉱区関係がどうあれ、鉱脈露頭の権利が鉱脈の延長方向に斜めに連続して存在していることになるのである。この点で州政府の鉱区、或いは現在一般的な鉱区境界とは考え方を異にするといい。

鉱区維持費は一鉱区当たり年間100US\$。ただし、1992年10月以降、米国全域で有する鉱区の数が合計10鉱区以下で、さらに、一定の基準を満たす者に限り、維持費の支払い免除を申請することができる。免除申請を希望する場合、年末までに年間アセスメント作業宣誓供述書（affidavit of annual assessment work）を提出しなければならない。

3. 開発許認可

アラスカにおける大規模鉱山の開発に当たっては、州、連邦が定める許認可を得なければならない。州が裁量を持つ許認可の対象としては、操業計画、廃碎処理、堆積ダムの安定性、採掘後の復旧と妥当なボンド額の決定のほか、環境対策などがある。一方、連邦政府の要求としては、1970年に制定されたNational Environmental Policy Act（NEPA）が定めるところの環境インパクト調査（Environmental Impact Statement）の実施がある。環境インパクト調査の審査では、行政のほか、地域住民、一般市民が議論に参加し、開発計画から想定される水質、大気、生物、景観、騒音、地域社会への影響など、鉱山開発がもたらす様々な影響を科学的に見積もった上、各者のコンセ

ンサスを得ながら、ベストな選択というものが探られる。こうした一連の議論の出発点となる環境インパクト調査報告書ドラフトには、州が求める許認可に係る対策事項も盛り込まれ、州および連邦政府の担当局、地域住民へと供されるほか、ウェブサイト上で広く一般に公開され、意見が求められる。

こうした環境インパクト調査に係る手続きでは、アラスカ州政府天然資源省（DNR）のOffice of Project Management and Permitting（OPMP）が窓口となる。いったん申請がなされると、OPMPは先ず事業案件の担当者となるプロジェクトマネージャーを選任し、プロジェクトマネージャーは、その後州政府関係機関の専門家から構成される大型鉱物プロジェクトチーム（Large Mine Project Team: LMPT）のまとめ役として、申請企業、州政府、連邦政府機関、アラスカ市民といった関係者と連携し、許認可手続きを進めてゆく。こうした担当によるワンストップの体制は効率的な承認プロセスに貢献が大きい。

各省庁が許認可手続きにどのように係わるかは、各鉱山プロジェクトで異なっているが、主なものは以下である。

アラスカ州政府

- ・操業計画、ダム安定化、原状復旧とボンド額、水利権、環境モニタリングなど
アラスカ州政府天然資源省（Department of Natural Resources）
- ・廃碎処理とボンド差し入れ、廃水処理、大気
アラスカ環境保護局（Alaska Department of Environmental Conservation）
- ・魚類・野生生物の保護や試料採集に係ることがある場合
アラスカ州漁業狩猟局（Alaska Department of Fish and Game）

米国連邦政府

- ・自然環境の保護、住民の健康保全
米国環境保護庁（US Environmental Agency）
- ・河川管理や堤防の建設
陸軍工兵隊（U.S. Army Corps of Engineers）

一連の許認可プロセスについて、タイムライン（検討期限）は具体的には定められていないが、過去の開発事例からは、およそ2～3年程度でアラスカの環境インパクト調査報告を完成し、許認可プロセスを終えることができるとされている（表1、EISドラフト提出後所用期間、環境ベースライン調査実施期間を除く）。アラスカ鉱業協会専務理事 Steven Borell 氏にアラスカにおける開発許認可プロセスの難易度につき相場観を尋ねたところ、「過去（1980年代初め頃）アラスカの鉱山開発がクリアせねばならない環境基準は米国の他の州に比較して高かった。しかし、その後、他州にお

いてハードルが上がる速度が早く、最近では相対的にはアラスカの要求基準は全米でも最も低い水準になっている」ということであった。また「今後とも、米国の鉱山プロジェクトに対して求める環境上の要求は下がることはないだろう」という見方も披露された。

州有地、先住民有地、連邦政府有地におけるそれぞれの開発難易度の差について、アラスカに経験の長い関係者に尋ねたところ、連邦有地（パブリックランド）における各種手続きはより手間がかかる傾向にあり、連邦用地への探鉱投資は見合わせているという声も聞かれた。また最近着手される探鉱プロジェクトの多くが、州有地ないし先住民有地から選択されていることも、こうした見方を裏付ける。また州有地、先住民有

地の比較について、アラスカ州政府天然資源省によれば、「要求される環境関係の要求水準に差はないものの、終掘後のリクラメーションについて差が生じる可能性がある」という。これは「州有地では、採掘跡のほか、建屋、道路などを含め、原状復旧することが基本的に求められるが、他方、先住民有地の場合、いわば私有地であることから、その地表権者が納得する形の復旧になっていれば良く、より柔軟な対応が期待される」とのことである。加えて、先住民有地における鉱山開発は、先住民企業にロイヤルティ収入をもたらすこともあり、住民サイドからより積極的な後押しが期待できると一般には考えられている。

表1 アラスカ州の稼行鉱山、開発プロジェクト、代表的な探鉱プロジェクト

鉱山・プロジェクト名	鉱種	開発企業	含有金属量(確認)	土地所有者	操業開始年	許認可取得期間
稼行鉱山						
Greens Creek	Ag, Au, Pb, Zn	Rio Tinto*/ Hecla Mining	Ag: 3,241t, Zn: 65万t, Au: 25.3t, Pb: 25万t	連邦政府、私有地	1989~1993, 1996	
Red Dog	Zn, Pb, Ag	Teck Cominco	Zn: 1,270万t, Pb: 330万t	先住民企業(NaNa)	1990	2年
Fort Knox	Au	Kinross Gold	Au: 60.8t	アラスカ州政府 (含トラストランド)	1996	18か月
Pogo	Au	住友金属鉱山/ Teck Cominco*	Au: 152t	アラスカ州政府	2006	3年1か月
開発中のプロジェクト						
Kensington	Au	Coeur d' Alene	Au: 31t	連邦政府(森林保護区) 私有地	建設中(2007見込む)	3年6か月(当初)
Nixon Fork	Au	St. Andrews Goldfield	Au: 4.1t	連邦政府	建設中(2006見込む)	
Rock Creek	Au	Nova Gold	Au: 12.5t	先住民企業(Bering Straits and Sitnasuak)	建設中(2007見込む)	
探鉱中のプロジェクト						
Pebble	Cu, Au, Mo	Hunter Dickinson*/ Rio Tinto	Cu: 729万t, Au: 454.5t, Mo: 37万t(推定)	アラスカ州政府	2011建設開始見込む	
Donlin Creek	Au	Nova Gold/ Barrick Gold*	Au: 517.9t(推定)	先住民企業(Charista)	2009建設開始見込む	

*オペレータ

4. 税制とインセンティブ

アラスカ州が徴収する鉱業税について、州有地を例にとる場合、州鉱業税には大きく法人所得税、鉱区税、生産ロイヤルティの三つがある。また恒久的な減耗控除制度が存在している。

法人所得税 (State Corporate Income Tax)

当該企業がアラスカ州に有する鉱山ビジネスの純利益に基づき算定する。税率は累進的に上昇し、9万 US\$ 以上の利益に対し定額 4,500US\$ と 9万 US\$ を超える部分につき最大税率 9.4 % が適用される。

NET INCOME	BASE TAX	PLUS %	OF EXCESS OVER
< \$10,000	\$0	1%	\$0
\$10,000 ~ 20,000	\$100	2%	\$10,000
\$20,000 ~ 30,000	\$300	3%	\$20,000
\$30,000 ~ 40,000	\$600	4%	\$30,000
\$40,000 ~ 50,000	\$1,000	5%	\$40,000
\$50,000 ~ 60,000	\$1,500	6%	\$50,000
\$60,000 ~ 70,000	\$2,100	7%	\$60,000
\$70,000 ~ 80,000	\$2,800	8%	\$70,000
\$80,000 ~ 90,000	\$3,600	9%	\$80,000
> \$90,000	\$4,500	9.4%	\$90,000

State corporate income tax schedule.

鉱区税 (Mining License Tax)

土地所有権に関わらず州の鉱山から産する鉱産物が対象で、税率は純利益の額に応じて累進的に上昇する。純利益が 10 万 US\$ 以上の場合、定額 4,500US\$ と 10

万 US\$ を超える部分につき最大税率 7 % が適用される。なお新規生産鉱山の場合、当初 3 年間は納税が免除される。

NET INCOME	BASE TAX	PLUS %	OF EXCESS OVER
\$0 ~ 40,000	\$0	0%	\$0
\$40,001 ~ 50,000	\$1,200	3%	\$40,000
\$50,001 ~ 100,000	\$1,500	5%	\$50,000
> \$100,000	\$4,000	7%	\$100,000

Mining license tax rate schedule.

生産ロイヤルティ (Production Royalty)

州有地における生産に限り適用される。純利益に対し 3 % (定率)。

鉱区税と生産ロイヤルティについての減耗控除 (Depletion Allowance)

減耗控除額の算定には、原価法減耗控除と定率法減耗控除 (金属 15 %) の二つの方法があり、算出されるいずれか高い方の金額が課税所得から控除される。

原価法減耗控除額は、次の算式により求められる。

$$\frac{\text{減耗控除資産の残存価値}}{\text{埋蔵鉱量(年度初)}} \times \text{当年度産出(販売)量} \\ = \text{原価法減耗控除額}$$

このほかの金属鉱山に係る州税としては、先に述べたクレーム (鉱区) 料、ハイウェイ整備を目的とした燃料税がある。以上の州税のほか、市町村税としては、天然資源分離税 (Severance Tax)、固定資産税が課され、その税率や対象は各市町村で様々である。なおアラスカ州は消費税 (sales tax) を徴収していないが、市町村の中には 2 ~ 7 % 程度の消費税を設定している場合がある。

以上の州税に対し、探鉱インセンティブとして、探鉱費の還付制度 (Exploration Incentive Credit program) が存在する。州内の探鉱に費やした経費は、所定の承認を受けることにより、鉱山生産開始後、州税総額 (法人所得税、鉱区税、生産ロイヤルティの和) の 50 % を上限に納税額から相殺できることが認められている。対象となる探鉱費の上限は 2,000 万 US\$ で、生産開始後 20 年にわたりこのクレジットは繰り延べ可能である。このほか、州内の 2 年制ないし 4 年制の大学、或いは大学基金に対し現金による寄付を行う場合、10 万 US\$ を超えない部分についてその 50 %、10 万 US\$ から 20 万 US\$ の範囲についてその 100 % がクレジットとして州税と相殺される制度がある。

5. 公的資金援助

アラスカ州が提供する鉱山開発に関する公共的な資金サポートとしては、アラスカ産業開発輸出公社 (Alaska Industrial Development and Export Authority: AIDEA) を通じたインフラ整備の支援事業制度、およびより柔軟な使途が認められる低利融資制度がある。AIDEA とは、アラスカ州の経済成長と産業構造の多様化を促進することを目的として 1967 年にアラスカ州政府の出資により設立された団体である。

インフラ整備には、開発融資プログラム (Development Finance Programs) という制度が利用されている。1987 年の Red Dog 鉱山建設時には、AIDEA は 1 億 300 万 US\$ の非課税債券を自社で発行して資金を調達し、Red Dog 鉱山の鉱石搬出道路と積み出し港を整備した。生産開始後、AIDEA はこれらの使用料を鉱山側から徴収し、元利を償還するという仕組みである。施設は AIDEA に帰属することから、事業者側にとってインフラ整備資金を初期投資額に織り込む必要がないという利点がある。このほかにも Skagway 港の貯鉱倉庫の整備などはこうした事例の一つにあたる。インフラ整備に限定されること、公共への利益が大きいと判断されることが、こうした事業の採択基準になっている。

また AIDEA には、アラスカ州政府債券の発行権が持たされており、AIDEA が州名義の債券を発行し、調達した資金を企業に貸し付けるといった、橋渡的な融資事業 (Conduit Revenue Bond Program) を行うことが認められている。AIDEA の役割上、この融資に関して AIDEA 自身は負債もリスクも負わなくて良いことになる。事業者側のメリットとしては、貸付に伴い発行される債券の利息が、連邦所得税法上、免税所得と認められる「非課税ボンド」として認められる場合があるということで、この認定を受けた場合、そのぶん発行金利を圧縮でき、資金調達コストを下げることができる。この低利融資は鉱山施設に対してもある程度柔軟に利用でき、Fort Knox 鉱山では 1997 年にテーリングダム建設用資金として同プログラムを利用して 7,100 万 US\$ 相当の非課税ボンドの発行承認を

受けて資金を調達したほか、2003年には Kensington 鉱山が、港湾施設、尾鉱処理システムの整備を目的に利用している。非課税ボンドの発行承認手続きもあり、融資の審査には通常約6か月を費やす。また AIDEA は債券発行手数料を事業者から徴収しており、この水準は例えば 1,500 万 US\$ 以上の貸付の場合、0.075 ~ 0.1 % である。

おわりに

本稿ではアラスカ州の投資環境として、アラスカ独特の土地所有制度、鉱業権、開発許可、税制とインセンティブ、公的資金援助制度につき概説した。更なる詳細については2007年に別冊として報告書を刊行する予定であり、こちらを参照されたい。またアラスカ州政府天然資源省など以下のウェブサイト参照されたい。

引き続き後編では、アラスカの探鉱ポテンシャル、プロジェクトについて紹介したい。

アラスカ州政府、天然資源省

<http://www.dnr.state.ak.us/mlw/index.htm>

連邦アラスカ土地管理局

<http://www.blm.gov/ak/sitemap.html>

アラスカ鉱業協会

<http://www.alaskaminers.org/>

アラスカ産業開発輸出公社

<http://www.aidea.org/>

(2006.10.30)